## アンケート調査における運行経路選択に係る設問の設定について

平域 1 6 年 7 月 2 8 日 国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局

国道43号の交通規制の可否の検討のためのアンケート調査において、交通規制を実施した場合の大型車の運行経路の把握を行うに当たり、原告団の皆接が主張されるように、「尼崎市内」の国道43号を交通規制の区域として限定せず、「兵庫県内」をそれを交通規制の区域とした場合も含め調査することが適当と考える理由は、以下とおりである。

なお、アンケート調査における具体の交通規制の区域については、引き続き、原告団の皆様と意見交換を行い、本件地域における大型車の交通量低減のための交通規制の可否の検討に資する有効な調査結果か得られるよう、適切な範囲を決定してまいりたい。

## 1 尼崎市内の住居地域等への影響

尼崎市内の国道43号の一部について何らかの交通規制を実施した場合、大型車は、近接する市の区域から交通規制の区域である尼崎市内こ至るまでの区間では国道43号を走行し、交通規制の区域である尼崎市内又は同市こ隣接する市の区域に至ると他の幹線道路へ経路変更を行う目的又は交通規制の区域を回避するという目的で尼崎市内若しくは同市に隣接する市の区域の細街路に経路変更し、又は当該交通規制の区域を通過した後に改めて国道43号へ戻るという一時的な経路変更を行う事態が想定される。

このような大型車の通行が尼崎市内の細街路の安全な歩行者等の交通の確保に及ぼす影響は大きく、国道43号の全区間のうち、尼崎市内に限らず、他の幹線道路と近接した箇所を交通規制の区域に入れることを検討することが、運行経路の選択に資することとなるものと考える。

## 2 交通規制の検討への影響

あっせん事項(別紙)中、(3)調査項目 には、「国道43号において部分的な通行規制(前記1の(1))が実施された場合における運行経路の見直しの意向」と記されており、ここでいう「通行規制」は、中央寄りの車線制限又はナンバープレート規制か想定されている。

尼崎市内の国道43号の一部について中央寄り車線制限のみを実施した場合、 大型車が尼崎市に隣接する市の区域までは歩道寄りの車線を走行していたとして も、交通規制の区域のみ中央寄りの車線を走行することで足りることから、運行 経路を見直すインセンティブとして大きいものとは言えず、また、尼崎市内の国 道43号約4.5kmという区間のみにおいて交通規制を行ったとしても、中央寄 り車線が渋滞等していた場合は、当該規制を遵守しない車両が多くなることが予 想される。

このため、中央寄り車線制限を検討するためには、比較的長距離の交流規制の区域を設定することを視野に入れることが重要であり、それについて煩雑さを感ずることが大型車の運行経路を見直すインセンティブとして大きく作用するものと考えられ、運行に当たっての時間的制約等の状況によっては、大型車は他の幹線道路を出発地から経路選択することが期待できる。

一方、尼崎市内を通過する国道 4 3 号の一部についてナンバープレート規制を 実施した場合、当該交通規制の区域間ではそもそも通行を許されない大型車が 前提として存在するため、当該規制の実施に当たっては、比較的長距離の区間 において運行経路の変更を検討する必要がある。

このため、ナンバープレート規制を検討するためには、比較的長距離に渡り通行の制限区域を設定することを視野に入れることが重要であり、仮に実施する場合であっても、他の幹線道路に経路変更が容易となる交差点等の箇所から実施することが、運行経路を見直すインセンティブとして大きく作用するものと考えられる。運行に当たっての時間的制約等の状況によっては、大型車は他の幹線道路を出発地から経路選択することが期待できる。

## 3 調査における規制区域の設定の考え方

以上より、中央寄り車線制限、ナンバープレート規制の別を問わず、国道 4 3 号においてこれらの規制の可否の検討を行うに当たっては、交通規制の範囲を 尼崎市内に限定した運行経路選択に係る設問を設定することでは十分とは言えず、少なくとも尼崎市に隣接する市の区域を規制区域とした場合を視野に入れた 大型車の運行経路の把握が必要と考える。

近畿地方整備局としては、現時点では、交通規制の可否の検討を合理的に行うことを可能にするとの理由から、尼崎市から神戸市灘区までを一の交通規制の区域として視野に入れ、広く交通流の実態を把握したいと考えているが、交通規制の区域に係る設問として具体的にとの地点までとするかについては、引き続き原告団の皆様との意見変換を通じて早急に決定したいと考えている。

なお、あっせん事項中、「2調査の内容(3)調査項目 」において、「国道43号において部分的な通行規制(前記1の(1))が実施された場合における運行経路の見直しの意向」と規定し、ここで引用する「1調査の目的(1)」において、「本件地域において 又は の規制の可否について検討」と規定していることは、本件地域における大型車の交通量低減に有効な規制措置を実現するために、調査段階では、必ずしも交通規制の区域を「本件地域」(尼崎市内)に限定せず、大型車の運行経路の見直しの意向を適切に把握するために、様々な観点から運行経路の意向把握を行う必要性か許容されていることの証左であると考えている。

以上